# 成年後見制度のしおり

ともに生き

みんなと住み続けられる

まちづくりのために

社会福祉法人　かすみがうら市社会福祉協議会

成年後見制度中核機関は、かすみがうら市からの受託事業です。

**安心して地域で暮らし続けることができるように、権利や財産を守る制度があります。**

## 成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活で困りごとや心配ごとが起きることがあります。そんな方たちが自分らしく安心して暮らせるように、家庭裁判所に申立てをして、日常生活での様々な契約や預貯金などの管理を代わりに行うことや本人のみで行った不利益な契約行為を取り消すなど法的にさまざまな支援を行う「成年後見人」などを選任してもらう制度です。

成年後見制度には、本人の判断能力が十分でなくなった後に始める「法定後見制度」と、十分な判断能力があるうちに将来に備えておく「任意後見制度」の２つがあります。

## 成年後見制度の分類

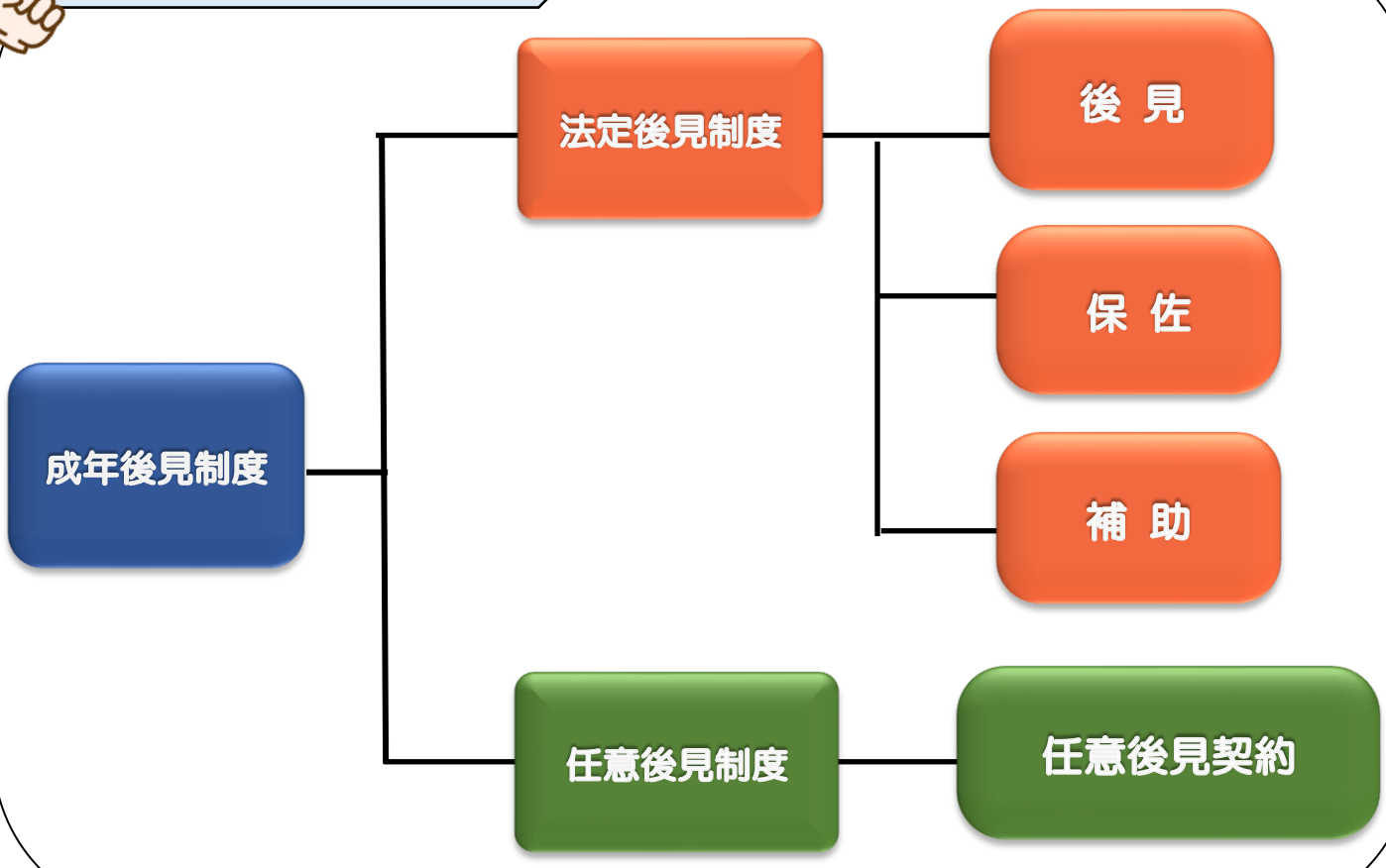

## ○成年後見制度の種類

| | 法定後見制度<br>(判断能力が不十分な人) | | | 任意後見制度<br>(判断能力のある人) |
|---|---|---|---|---|
| **名　称** | **後見制度** | **保佐制度** | **補助制度** | **任意後見制度** |
| **対象者<br>(利用者本人)** | 契約の内容が分からない、お金の管理が難しいので、誰かに代わってほしい方 | 重要な契約や、多額のお金の管理をすることが本人一人では難しいので、誰かに手伝ってほしい方 | 重要な契約や、お金の管理は本人一人でできるかもしれないが、誰かに手伝ってもらう方が安心する方 | 判断能力がある方 |
| **支援する人** | 成年後見人 | 保佐人 | 補助人 | 任意後見人 |
| **仕事の内容** | ・財産管理<br>・身上の保護 | ・財産管理<br>・身上の保護 | ・財産管理<br>・身上の保護 | ・財産管理<br>・身上の保護 |
| **代理権** | 本人が行うすべての法律行為 | 本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為 | 本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為 | 本人との契約で定めた行為 |
| **同意見<br>取消権** | ※日常生活に関する行為以外のすべての行為(取消権のみ) | **民法１３条１項所定**の行為及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 | 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為**(民法１３条１項所定の行為の一部)** | なし |

**※日用品の購入(スーパーマーケットなどでの日用品の買い物など)、その他日常生活に関する行為**

# 用語の解説

## ◎代理権について（民法13条１項に基づく）

代理権とは、ご本人に代わって契約等の法律を行う権限です。保佐・補助の場合は、与えられた代理権の範囲内で行う事ができます。ご本人に、契約能力がなくても、施設などと入所契約を結んだり、入所費用の支払い、不動産売却、他の相続人と遺産分割協議を行う事ができます。

## ◎同意権・取消権について

同意権は、ご本人が特定の行為を行う際に、その内容がご本人に不利益ではないかを確認し、問題がない場合に同意をする権限になります。

取消権は、ご本人が後見人等の同意を得ずに行った重要な法律行為(日常生活に関する行為を除く)を無効なものとして取り消す権限になります。なお、任意後見制度には取消権がありません。

## ◎民法13条1項について

①貸金の元本の返済を求めたり、預貯金の払い戻しを受けたりすること
②金銭の借り入れや、保証人になること
③不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり手放したりすること
④民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること
⑤贈与すること、和解・仲裁合意をすること
⑥相続の承認・放棄をしたり、遺産分割すること
⑦贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること
⑧新築・改造・増築・大修繕をすること
⑨一定の期間を超える賃貸借契約をすること

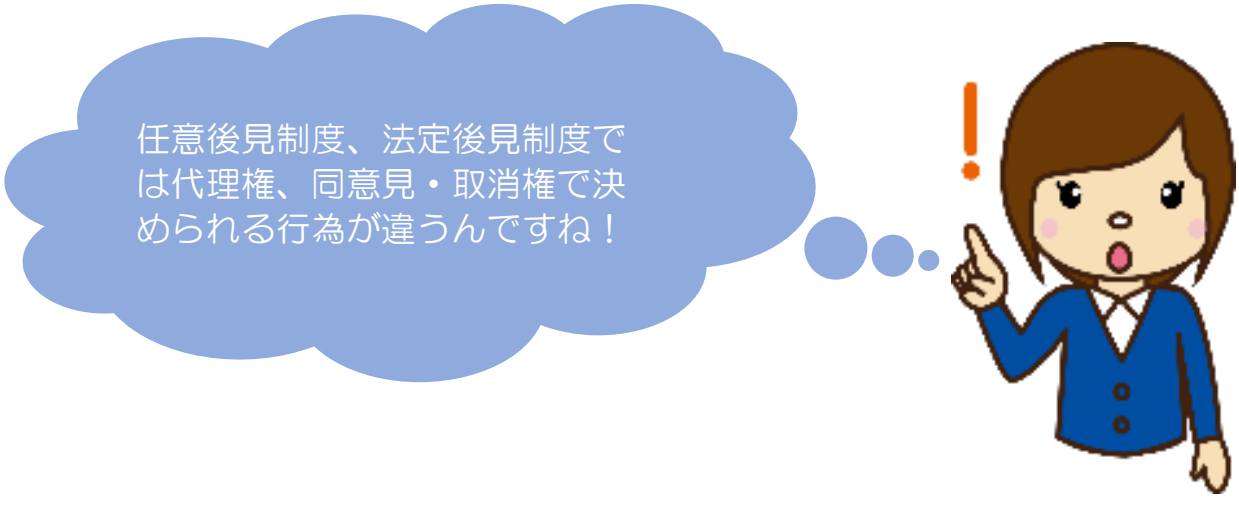

## 成年後見人等への報酬の目安

成年後見人等に対する報酬は、「報酬付与の申立て」があった時に家庭裁判所が決定します。報酬額の基準は対象期間中の事務内容(財産管理及び身上の保護)、本人の財産を総合的に考慮して、各事案における適正妥当な金額を算定します。なお、親族の成年後見人等の報酬申し立ては、事案に応じて減額されることがあります。

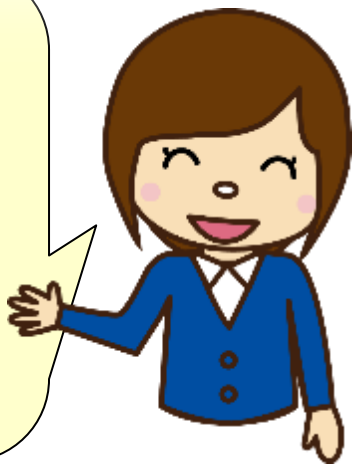

○報酬額の目安

| 管理財産額<br>(預貯金及び有価証券等の流動試案の合計額) | 基本報酬額（目安額） | |
|---|---|---|
| | 成年後見人<br>保佐人<br>補助人 | 成年後見監督人<br>保佐監督人<br>補助監督人<br>任意後見監督人 |
| 1,000 万円以下 | 月額 2 万円程度 | 月額 1 万円～2 万円程度 |
| 1,000 万円を超え 5,000 万円以下 | 月額 3 万円～4 万円程度 | |
| 5,000 万円を超える | 月額 5 万円～6 万円程度 | 月額 2 万 5 千円～3 万円程度 |

※あくまでも報酬の目安となります。報酬は家庭裁判所が決定いたします。

# 任意後見制度の手続きの流れ

本人の判断能力の低下

## 検討

・任意後見人をお願いする人を検討します。

・お願いしたい内容(お金の管理や生活について)や、報酬について検討します。

## 契約

・本人と任意後見受任者が、**公証役場**にて公証人が作成する公正証書によって任意後見契約を結びます。病気等で公証役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です。
(出張費別途有料)

## 任意後見人監督人の選任申立ての準備

・申立人の検討をします。
本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者の中から申立人を検討します。

・申立書類を作成します。診断書の手配、戸籍謄本等の準備、本人の財産を証明するもの等、必要書類を準備します。

公証役場では、任意代理契約と死後事務委任契約、遺言を取り交わすこともできるようです。
よく検討して決めることが大切ですね！！

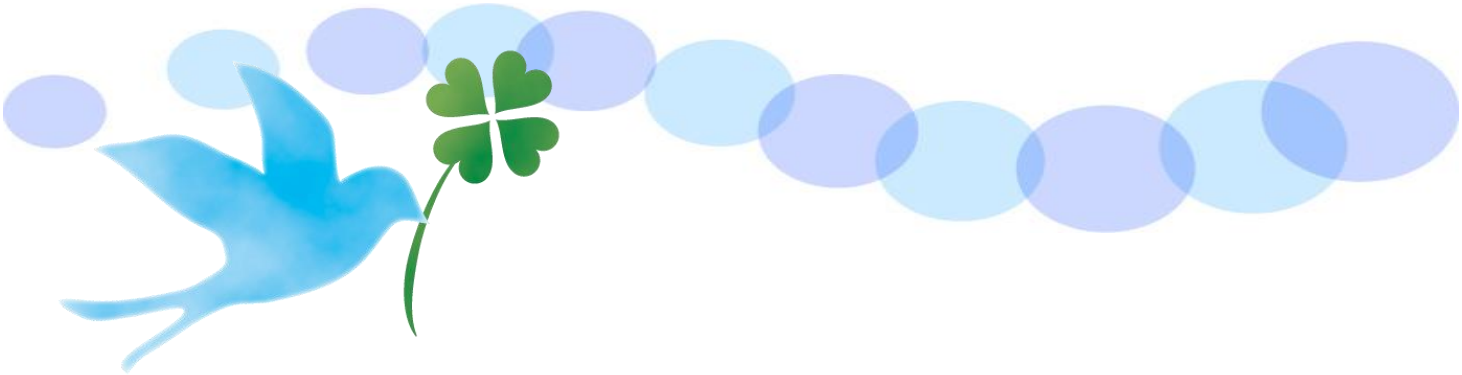

## 申立て

・申立人が本人の住所地を管轄する家庭裁判所で任意後見監督人選任の申立てを行います。(かすみがうら市の場合は水戸家庭裁判所土浦支部になります。)

## 審 判

・申立ての内容について家庭裁判所が審理し、**任意後見監督人**が選任されます。

## 審判確定

・任意後見が開始となります。

任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見監督人の下、契約内容に基づいた支援を行います。

・審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。確定から 10 日前後で登記完了の通知が届きます。

# 法定後見制度の手続きの流れ

## 検討

・本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等の中から申立人を検討します。

・親族、法律・福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士等)等の中から成年後見人等候補者を検討します。

※最終的には家庭裁判所が適任者を選任します。また、複数の人が選任されることもあります。

## 申立ての準備

・診断書の手配、戸籍謄本等の準備、本人の財産を証明するもの(預金通帳の写しや納税通知書等)などの申立て書類を準備します。

## 申立・審判

・申立人が本人の住所地を管轄する家庭裁判所で申立てを行います。(かすみがうら市の場合は水戸家庭裁判所土浦支部になります)

・申立書の内容について、家庭裁判所からの調査、審問に応じます。成年後見人等候補者がいる場合は、経歴や現在の状況等の聞き取りがあります。

※ご本人の状況によっては医師による鑑定を行う場合もあります。

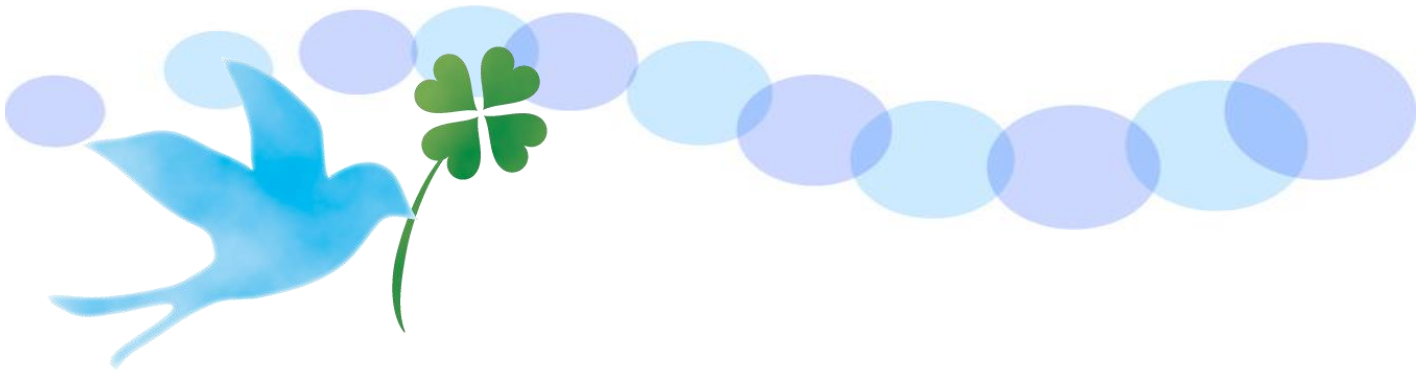

## 審　判

・申し立てた類型の決定、成年後見人等の選任、内容・範囲(同意権・取消権・代理権の付与)が決定されます。
　成年後見人等の監督人が選任されることもあります。

・申立人と本人、成年後見人等に審判内容が通知されます。

## 審判確定

・後見人等が審判書を受領後、２週間以内に不服申立がなかった場合に、審判が確定されます。

・審判の内容は、家庭裁判所の嘱託により東京法務局に登記されます。

・成年後見人等は就任後、１か月以内に財産目録、年間収支の見込みを家庭裁判所に提出します。

# 任意後見契約にかかる費用について

| | 名　称 | | 金 額 |
|---|---|---|---|
| 任意後見契約公正証書作成費用 | 公正証書作成の基本手数料 | | 11,000 円 |
| | 法務局へ納める印紙代 | | 2,600 円 |
| | 法務局への登記嘱託手数料 | | 1,400 円 |
| | 書留郵便料 | | 約 540 円 |
| | 正本謄本の作成手数料 | | 1 枚 250 円 × 枚数 |
| | 本人のもの | 印鑑登録証明書<br>（または運転免許証等の顔写真付身分証明書） | 300 円 |
| | | 戸籍謄本 | 450 円 |
| | | 住民票 | 300 円 |
| | 任意後見受任者 | 印鑑登録証明書<br>（または運転免許証等の顔写真付身分証明書） | 300 円 |
| | | 住民票 | 300 円 |
| 任意後見監督人選任の申立てにかかる費用 | 申立手数料(**収入印紙**) | | 800 円分 |
| | 連絡用の郵便切手【4,835円の内訳】<br>500 円×4 枚、210 円×5 枚、100 枚×3 枚、84 円×15 枚<br>20 円×5 枚、10 円×10 枚、5 円×5 枚 | | 4,835 円 |
| | 後見登記手数料(**収入印紙**) | | 1,400 円分 |
| | 鑑定料(必要がある場合) | | 50,000 円～<br>100,000 円程度 |

※住民票や戸籍謄本発行手数料はかすみがうら市の手数料を記載してあります。
※印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票は、発行後 3 ヵ月以内のものに限ります。
※契約する内容によって費用は異なります。

◎任意契約の登記

公正証書により任意後見契約を結ぶと、誰が誰にどのような代理権を与えたかという契約内容が、公証人の嘱託により法務局に登記されます。登記が完了すると、任意後見受任者の氏名や代理権の範囲などを記載した「登記事項証明書」を取得することができます。

# 法定後見制度にかかる費用について

| | 名　称 | | 金 額 |
|---|---|---|---|
| 事前準備で必要な費用 | 本人のもの | 戸籍謄本(全部事項証明書) | 450 円 |
| | | 住民票または戸籍の附票 | 300 円 |
| | | 登記されていない事の証明書（印紙代） | 300 円 |
| | 候補者の住民票または戸籍の附票 | | 300 円 |
| | 診断書 | | 5,000 円～<br>30,000 円 |
| 家庭裁判所に納める費用<br><br>※金額は消費税の増税等により変更される場合があります。 | 収入印紙(**申立費用**)<br>後見開または保佐開始：800円分<br>保佐または補助開始＋代理権付与：1,600 円分<br>保佐または補助開始＋同意権付与：1,600 円分<br>保佐または補助開始＋代理権付与＋同意権付与：<br>2,400 円分 | | 800円～<br>2,400 円 |
| | 収入印紙(**登記嘱託費用**) | | 2,600 円 |
| | **【後見開始**4，835円】<br>500 円×4 枚、210 円×5 枚、100 枚×3 枚<br>84 円×15 枚、20 円×5 枚、10 円×10 枚、5 円×5 枚<br>**※保佐または補助開始は、上記に加えて 500 円×2 枚を追加** | | 4,835 円～<br>5,835 円 |
| | 鑑定料(必要がある場合) | | 50,000 円～<br>100,000 円<br>程度 |

※住民票や戸籍謄本発行手数料はかすみがうら市の手数料を記載してあります。

※印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票は、発行後 3 ヵ月以内のものに限ります。

※原則として申立費用は申立人の負担となります。ただし、申立人が希望した場合には申立手数料、送付費用、後見手数料及び鑑定料の全部又は一部について家庭裁判所がご本人の負担とする審判をすることがあります。

# 成年後見人等の役割について

## 任　期

本人が亡くなるまでは成年後見人等として責任を負うことになります。ただし、本人の判断能力が回復したと認められ、支援の必要性がなくなった時には解任となります。申立てを行い、成年後見人等の利用が決定となると、途中で利用を中止することや、お試し利用という事はできないので、よく検討してから申立てをすることをお勧めします。

## 義　務

成年後見人等は、ご本人の財産を適切に管理する義務があります。家庭裁判所に財産管理及び身上監護の状況を報告(年に1回)し、必要な指示を受ける義務があります。

## で き る こ と

**◎身上の保護に関する支援**

・介護、福祉サービスの利用、医療・福祉施設への入退所手続きや費用の支払い
・日常生活に関わる契約などの支援
・本人の利益の代弁
・一般的な見守り活動　など

**◎財産管理に関する支援**

・預貯金の管理
・地代家賃の支払い、受領
・不動産などの処分
・遺産分割など財産に関すること　など

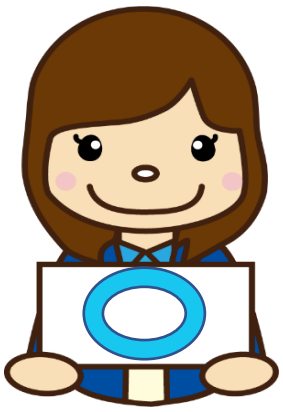

## で き な い こ と

**●身上の保護に関する事務**

・買い物、通院同行、食事作りなどの事実行為
・医療行為に対する決定及び同意
・一身専属的な行為(婚姻、離婚、養子縁組、遺言など)
・入院や施設入所の身元保証人、身元引受人　など

**●財産管理に関する事務**

・利殖等を目的とした資産運用
・財産の贈与
・本人の利益にならない費用の支払い　など

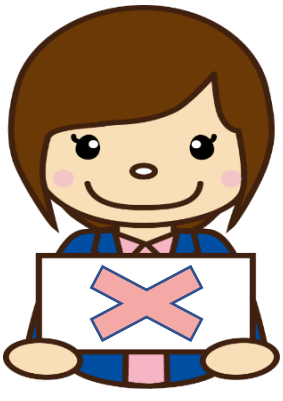

# 成年後見制度の気になる質問

**Q どこの家庭裁判所に申し立てればいいの??**

ご本人が実際に住んでいるところを管轄する家庭裁判所に申立てすることになります。必ずしも住民票の住所地とは限りません。判断が難しい場合には、お近くの家庭裁判所に相談することをお勧めします。

**Q 成年後見人等の役割はいつ終了となるの??**

ご本人の判断能力が回復するか、ご本人が死亡するまで続きます。申し立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。また、一度申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができませんので、ご注意ください。

**Q 申立て費用は誰が負担するの??また、後見人等への報酬は誰が支払うの??**

申立て費用は原則としては申立人が負担することになります。後見人等への報酬は、ご本人の資産等の状況を見て、家庭裁判所が報酬の有無と金額を決定します。

**Q 成年後見の申立てをする方がいない場合には、どのようにすればいいのでしょうか??**

身寄りがいないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見(後見・保佐・補助)の開始の審判の申立権が与えられています。

**Q 成年後見人等になる人(候補者)が見つからなくても申し立てはできますか??**

候補者がいない場合でも、申し立てをすることはできます。その場合には、家庭裁判所が申立人や本人などの意向を聞いて、適任者を選任します。

**Q 申立てができる四親等内親族の範囲とは??**

以下の図を参考にしてください。

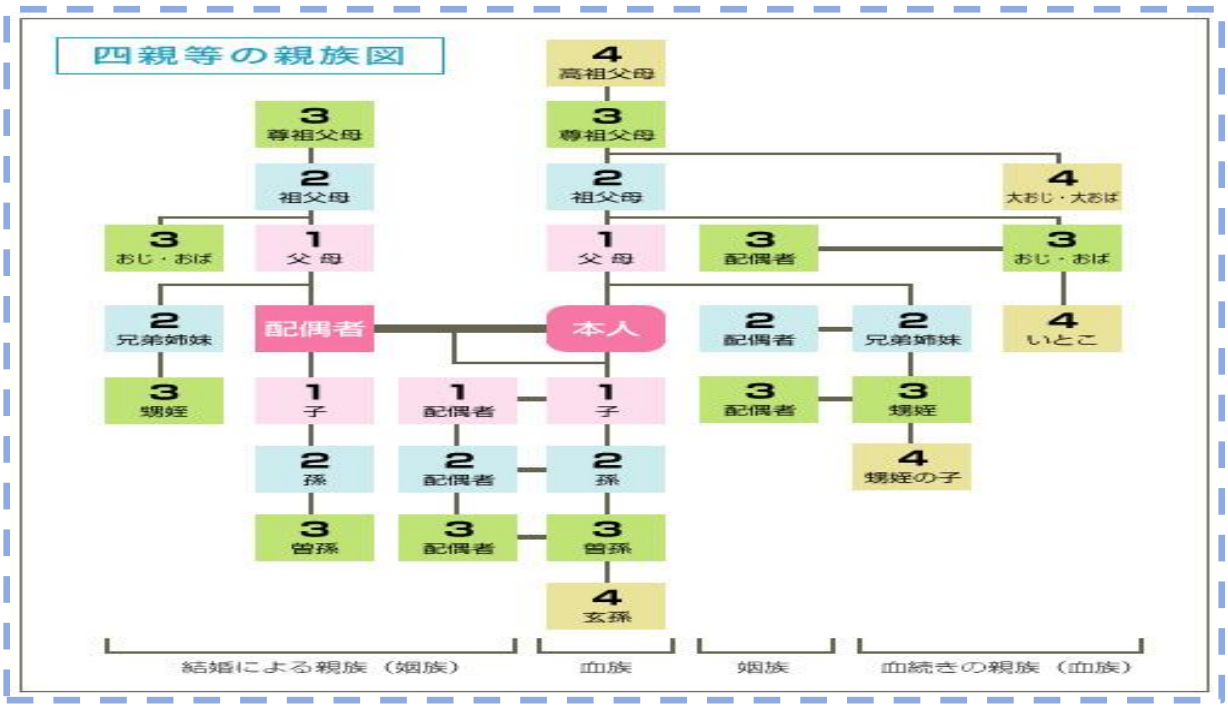

# 申立に必要な書類一覧(チェックリスト)

| 種類 | 名 称 | |
|---|---|---|
| 申立て書類 | 1 申立書 | □ 後見･保佐･補助開始等申立書<br>□ 代理行為目録【保佐･補助開始申立用】<br>□ 同意行為目録【補助開始申立用】 |
| | 2 申立て関係書類 | □ 申立事情説明書<br>□ 親族関係図<br>□ 親族の意見書<br>□ 後見人等候補者事情説明書<br>□ 財産目録<br>□ 相続財産目録<br>（ご本人を相続人とする相続財産がある場合に提出してください。）<br>□ 収支予定表 |
| 添付書類 | （ご本人の） | **※個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。**<br>□ 戸籍謄本（全部事項証明書） ※発行から３ヵ月以内のもの<br>□ 住民票または戸籍附票 ※発行から３ヵ月以内のもの<br>□ 診断書、診断書付票 ※発行から３ヵ月以内のもの<br>□ ご本人情報シート写し<br>□ 登記がされていないことの証明書 ※発行から３ヵ月以内のもの |
| ご本人についての書類 | 【財産関係】 | |
| | (1) 不動産 | □ 不動産登記事項証明書(固定資産税納税通知書のコピーでも可)<br>□ 固定資産税評価証明書 |
| | (2) 預貯金 | □ 通帳のコピー(過去１年分) □証書のコピー □その他 |
| | (3) 有価証券･株式 | □ 証券(取引残高明細書)のコピー |
| | (4) 保険 | □ 保険証書のコピー |
| | (5) 負債 | □ 負債の具体的な内容を示す資料のコピー |
| | (6) 収入 | □ 年金通知のコピー □確定申告のコピー □その他 |
| | (7) 支出 | □ 医療費や施設利用料の領収書のコピー(直近１か月分)<br>□ 税金･社会保険の納付通知書のコピー<br>□ 請求書等のコピー □ その他 |
| | 【健康状態資料】 | |
| | (1) 各種手帳 | □ 介護保険被保険者証のコピー □ 療育手帳のコピー<br>□ 精神障害者福祉手帳のコピー □ 身体障害者手帳のコピー |
| 裁判所に納める費用（※金額は消費税の増税等により変更される場合があります。） | □収入印紙(申立て費用) | 後見･保佐･補助開始 800 円<br>同意権付与 800 円　代理権付与 800 円 |
| | □収入印紙(登記嘱託費用) | 2,600円 |
| | □郵便切手 | 【後見開始4,835円】<br>500 円×4 枚、210 円×5 枚、100 枚×3 枚、84 円×15 枚、20 円×5 枚、10 円×10 枚、5 円×5 枚<br>※保佐または補助開始は、上記に加えて 500 円×2 枚を追加<br>※審査中の通信費用。不足の場合、追加をお願いされる場合あり。 |
| | □鑑定料(必要な場合) | 50,000円～100,000円程度 |
| その他 | □印鑑（認印で可。申立書に押印したものを持参） | |

『後見･保佐･補助開始の審判の申立てについて(令和３年4月、水戸家庭裁判所)』による

# 成年後見制度に関する関係機関

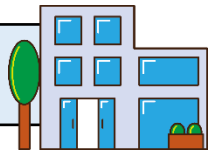

○法定後見制度問い合わせ・申立窓口

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 水戸家庭裁判所土浦支部 | 〒300-8567<br>茨城県土浦市中央１丁目13番12号 | TEL（代表）<br>029-821-4359 |

○任意後見制度に関する相談・手続きに関すること

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 水戸地方法務局所属<br>土浦公証役場 | 〒300-0813<br>茨城県土浦市富士崎１丁目７番21号<br>和光ビル４階 | TEL<br>029-821-6754 |

○専門職団体（申立代行、相談窓口）

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 公益社団法人<br>成年後見センター<br>リーガルサポート茨城支部 | 〒310-0063<br>茨城県水戸市五軒町１-3-16<br>茨城司法書士会館内 | TEL<br>029-302-3166<br>（事務局） |
| 一般社団法人<br>茨城県社会福祉士会<br>茨城県権利擁護・成年後見センター「ぱあとなあ いばらき」 | 〒310-0851<br>茨城県水戸市千波町1918<br>茨城県総合福祉会館５階 | TEL<br>029-244-9030<br>（事務局） |
| 一般社団法人　コスモス<br>成年後見サポートセンター<br>「コスモスいばらき」 | 〒310-0852<br>茨城県水戸市笠原町978-25<br>開発公社ビル 茨城県行政書士会館内 | TEL<br>029-244-9001 |
| 日本司法支援センター<br>法テラス茨城 | 〒310-0062<br>茨城県水戸市大町3-4-36大町ビル３階 | TEL<br>0570-078317<br>TEL<br>050-3383-5390<br>(IP電話の方) |
| 茨城県弁護士会土浦支部 | 〒300-0043<br>茨城県土浦市中央１-13-3<br>大国亀城公園ハイツ３階304 | TEL<br>029-875-3349<br>（事務局） |

○ 成年後見制度の申立てや手続のご案内

◇裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html

※ 手続のご説明のほか，各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介しています。

なお，後見人等の事務についての説明動画は次のURLからご覧いただけます。

https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/index.html

◇水戸家庭裁判所管内の申立書書式等について（後見サイト）

https://www.courts.go.jp/mito/saiban/tetuzuki/mositate/index.html

## ＜アクセス＞

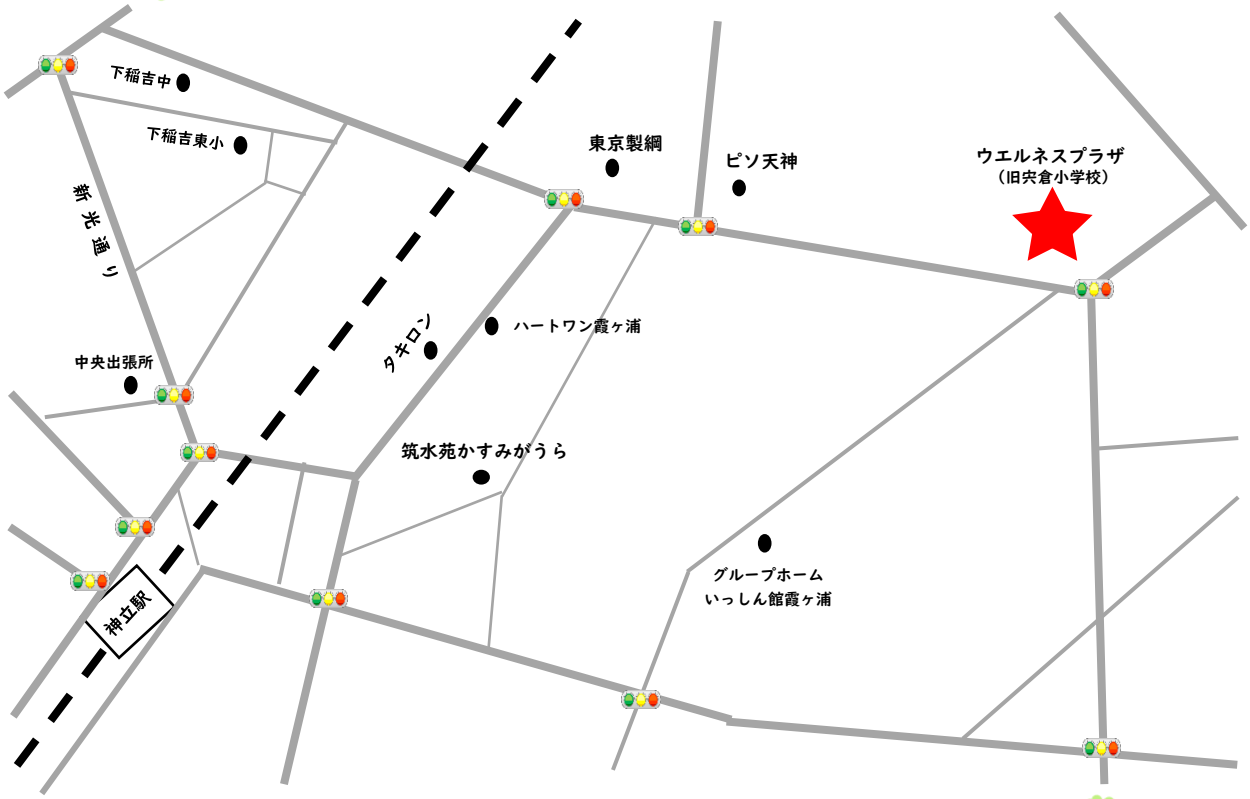


「かすみがうら市：成年後見制度中核機関」

社会福祉法人　かすみがうら市社会福祉協議会


住所　〒300-0121

かすみがうら市宍倉 5462　ウエルネスプラザ２階

電話　029-898-2527　　FAX　029-898-3523

メール　ｉｎｆｏ@ｋａｓｕｍｉｇａｕｒａｃｉｔｙ-ｓｈａｋｙｏ．ｏｒ．ｊｐ


受付時間　８：30～17：00　（土日、祝日、年末年始を除く）